

## 議 第 2 0 号 議 案

富士見市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
富士見市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙  
のとおり制定する。

令和6年12月13日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 議会運営委員会委員長 勝 山 祥

### 提 案 理 由

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と委員長が認める場合において、オンラインによる方法で委員会を開くことを可能とするため、富士見市議会会議規則の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

## 富士見市議会会議規則の一部を改正する規則

富士見市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」を「第93条の2」に、「第165条」を「第165条・第165条の2」に改める。

第2章第1節中第93条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第93条の2 この章における出席委員には、富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第116条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員がオンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第117条に次の1項を加える。

2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第128条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第141条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あら

かじめ委員長に届け出なければならない。

第7章中第165条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第165条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、富士見市議会委員会条例の例による。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。